

現行	変更案
<p>1. 前文</p> <p>(1)本県は、京阪神、中京、京浜の三大都市圏を底辺とする3角形の頂点に位置し、恵まれた土地や水資源、植生、景観等の自然条件と勤勉な県民性によって、経済、社会、文化の調和ある発展が図られている。</p> <p>(2)このような中で、農業は、長年、米を基幹とした食料供給基地としての役割を担いつつ、ほ場整備や中型農業機械の導入が積極的に進められ、農業生産の効率化と経営の合理化が図られてきた。</p> <p>これに伴い、農業（稲作）の労働生産性は著しく向上し、農家は、本県の地勢がコンパクトであること、また、日本海側有数の工業県であるという立地条件とも相まって余剰労働力を農外へ流出させることにより、農家所得の確保を図ってきた。この結果、農家の兼業化が急速に進展し、今日では、全国一の兼業農家率を示すに至っている。しかし、生産面では水田利用再編対策の実施以来、農業粗生産額は伸び悩み、農家家計の農業依存度も低下する傾向（平成7年9.2%）にある。</p> <p>また、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意や新食糧法の実施など、農業をとりまく環境が大きく変化している中で、本県農業・農村の体質強化が強く求められている状況にある。このため、農地の流動化促進による担い手の規模拡大や担い手を核とした地域ぐるみの営農体制の整備など、効率的な生産体制の再編成が急がれている。これに併せて、農村地域への計画的な工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。）の導入を手段に、特に不安定就業農家のより良好な他産業への円滑な就業を積極的に進め、農地流動化など構造政策を加速的に推進していくことが求められている。</p> <p>(3)一方、工業等については、富山新港背後地を中心とした臨海部においては、</p>	<p><u>第1</u></p> <p><u>1 趣旨</u></p> <p>(1) 本計画は、<u>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号、以下「法」という。）に基づき策定する、第8次の基本計画である。</u></p> <p>(2) 本県の農村地域への工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。）の導入については、昭和47年以来、7次にわたり基本計画を策定し、これを指針として計画的に推進してきた。</p> <p><u>今日の農村においては、高齢化と人口減少が進展し、地域コミュニティ機能の維持等にも影響がみられるようになってきている。このような中であって、農村を振興するため、農村地域の様々な農業者や地域住民が地域で住み続けられるよう、農業を魅力ある産業にしていくとともに、新たな就業機会が確保されなければ農村から流出することが懸念されるような者や、就業機会が確保されれば都市から農村に流入することが期待される者等に対し、農業以外の選択肢を用意することにより、就業機会の一層の創出と所得の確保を図ることが課題となっている。</u></p> <p><u>一方、産業構造が変化する中で、全就業者数に占める工業等の就業者数のウエイトが低下しているところであり、農村地域の就業機会を確保し、農村の振興を図るためには、地域に賦存する資源を活用した産業など工業等以外の産業の立地・導入を促進することが必要となっており、今後は、法に基づき、担い手に対する農地の集積・集約化等農業の構造改革を進めると同時に、魅力ある農村づくりを進めていくことが重要である。</u></p> <p>(3) 本計画の対象となる「農村地域」とは、<u>法第2条の規定に基づく、平成17年3月31日における富山市の区域を除いた区域である。</u></p>

現行	変更案
<p>アルミ関連工業を主体とする非鉄金属、鉄鋼、化学等の基礎素材型工業や北洋材を主体とした木材関連工業が集積し、また富山テクノポリス地域を中心とした内陸部においては、各種機械工業、金属、繊維工業や卸売業、道路貨物運送業等の流通業の立地が進んでいる。</p> <p>近年は、資源、エネルギーの制約、経済のソフト化、需要構造の多様化等の影響から、基礎素材型工業の伸び悩みがみられ、代わって、加工組立型工業の進展がみられる。また、物流の形態も、消費者ニーズの多様化・高度化に合わせて、商品の多品種少量化、輸送の多頻度高速化へと変化してきている。</p> <p>今後は、技術革新、国際化、情報化のより一層の進展に対応するため、産業構造の高度化、各企業の知識集約化、異業種交流や融合化等が求められるようになるが、この土台づくりとして、テクノポリス計画及び頭脳立地計画に基づき、研究開発、経済交流、人材育成などに関する新しい形の産業基盤施設の整備が進められており、高速道路、空港、港湾、工場用地等（工場用地その他の工業等の用に供する土地をいう。以下同じ。）などのハードな産業基盤の整備とこれを効果的に機能させることで、メカトロニクス、バイオテクノロジー、新素材等の先端技術産業や情報処理・提供サービス業、自然科学研究所、デザイン業の頭脳産業の集積が図られつつある。</p> <p>(4)このような情勢の下で、本県における工業等導入実施計画（法第5条第1項の実実施計画をいう。以下同じ。）は、これまで、19市町村、35地区で策定（平成7年3月末日現在）され、団地規模364ha、操業企業139社の立地をみている。また、雇用者は、11,567人（うち、農家世帯から3,580人）、工業出荷額は6,243億円と地域経済社会の発展に大きく寄与してきた。</p> <p>以上のような成果を踏まえ、今後の農村地域への工業等の導入は、経済の安定的な成長と国際化の著しい進展の下での企業の立地動向及び立地要因、雇用情勢の変化、都市生活者の意識変化等を勘案し、優良農地の確保保全と、農業生産構造の再編に結びつき、しかも、快適な地域づくりに配慮しながら、公害</p>	<p><u>2 本県における農業・農村の現状と課題</u></p> <p><u>2-1 農業生産</u></p> <p><u>(1) 農業産出額</u></p> <p><u>本県の農業産出額は、昭和59年の1,359億円をピークに減少し、令和2年で629億円となっている。農業産出額（令和2年）のうち、69%が米となっており、米に依存した農業構造となっている。</u></p> <p><u>一方、園芸産出額は、令和2年で93億円と全国で最下位となっている。また、畜産の算出額は78億円（全国42位）となっている。</u></p> <p><u>(2) 水稲</u></p> <p><u>水稲の作付面積は、近年、約39,000ha程度で推移しており、主食用米は需要減少に伴い面積が減少する一方、非主食用米（加工用米、新規需要米等）の面積は増加している。</u></p> <p><u>令和2年の本県の主食用米の作付面積は33,200haとなり、平成22年と比較して約5,000ha減少している。</u></p> <p><u>(3) 園芸</u></p> <p><u>平成22年度から、稲作だけに頼らない収益性の高い農業を目指して、JAが戦略品目を定めて生産を拡大する大規模な園芸産地づくりに取り組む「1億円産地づくり」を実施し、水田での野菜生産の取組みを推進してきたところである。</u></p> <p><u>その結果、たまねぎ、にんじん、加工用キャベツなど省力機械体系を確立した品目を中心に面積が拡大し、令和2年度には13.9億円まで販売額が増加している。</u></p> <p><u>2-2 農地及び農業生産基盤</u></p> <p><u>(1) 耕地面積は、農地の改廃により減少傾向にあるが、経営耕地面積の減少幅はそれを上回っており、生産力の低下が懸念される。このような中、集落営農の組織化・法人化や、農地中間管理事業の推進等により、認定農業者等への担</u></p>

現行	変更案
<p>発生要因が少なく、成長性が高く、かつ、雇用効果の大きい内陸型業種を重点的に導入していく必要がある。</p> <p>さらに、雇用の面からは、不安定就業農家の安定就業化、農家子弟の就業の場の確保、農業構造政策の推進に伴う離農農家の就農確保、中高年齢層や女性の就業改善の観点から雇用機会の拡大を図る必要がある。</p> <p>(5) これらの観点を踏まえ、この基本計画は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号、以下「法」という。）及び農村地域工業等導入基本方針に基づくほか、中部圏開発整備計画、新産業都市建設基本計画、国土利用計画等との調和が保たれるよう定めるものとする。さらに、社会経済諸情勢の変化に対応しつつ、地域の内発的・主体的な地域開発の方向及び総合的な産業立地条件等地域の特徴に即した農村地域への工業等の導入を計画的に促進することにより、農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）がその希望及び能力にしたがって、円滑に工業等に就業できるよう誘導し、これと相まって快適な地域づくりと農業構造の改善を促進することにより、農業と工業等の均衡ある発展を図ることを基本とするものとする。</p> <p>なお、ここにいう農村地域は、法第2条の規定に基づく、富山高岡広域都市計画区域を構成する8市町村を除く27市町村であり、この基本計画の目標年次は、平成12年とする。</p>	<p><u>い手への農地集積が進んでおり、令和2年度では66.5%になっている。</u></p> <p><u>(2) 優良な営農条件を備えた生産性の高い農地を確保するため、昭和30年代から30a区画でのほ場整備を進めてきたが、さらなる生産コストの低減や高収益作物の導入を図るため、昭和45年からほ場の大区画化（1ha程度）や汎用化等の基盤整備を進めている。</u></p> <p><u>(3) 荒廃農地は、令和2年で352haと全国で2番目に面積が少なく、新たな発生が抑えられている。</u></p> <p><u>2-3 担い手</u></p> <p><u>(1) 本県の農業は、農家戸数の減少・農業従事者の高齢化の進行により、生産力の低下や集落機能の維持が課題となっている。</u></p> <p><u>農林業センサスによると、販売農家数が大きく減少している一方、個人経営体の法人化や集落営農の組織化・法人化が進んでおり、農業労働力のうち世帯員等は、令和2年で36,567人と減少幅は小さく抑えられている。</u></p> <p><u>年間150日以上従事する農業従事者は、個人経営体、団体経営体ともに60代、70代の割合が高くなっている。また、新規就農者数は、近年、60名を超えており、そのうち約7割が雇用就農となっている。</u></p> <p><u>(2) 集落営農</u></p> <p><u>本県では、認定農業者等のいない地域を中心に、集落営農の組織化を推進してきたところであり、令和3年2月時点では、集落営農組織の集積面積は約2万2千haとなり、県全体の耕地面積の約37%を占めている。</u></p> <p><u>集落営農の構成農家数は、減少傾向にあるが、令和3年2月時点で約2万1千戸が参画しており、畦畔の草刈りや用排水の管理等の農地の維持活動にも重要な役割を担っている。</u></p> <p><u>集落営農の1組織あたり経営面積は、兼業農家の離農や組織の合併などにより拡大している。ただし、令和3年2月時点でも5割強の組織が30ha未満の小規</u></p>

現行	変更案
	<p><u>模にとどまっている。</u></p> <p><u>(3) 大規模経営体の育成</u></p> <p><u>本県では、主穀作と園芸等を組み合わせ、周年的に所得と人材を確保することを旨とする「とやま型農業経営モデル」を実践する経営体（集落営農組織含む）の育成を目指してきたところである。</u></p> <p><u>経営耕地面積 100ha 以上の経営体が令和 2 年に 27 経営体となり、農産物販売金額 1 億円以上の水稲中心の経営体数は、平成 27 年から令和 2 年にかけて、約 2.8 倍に増加した。</u></p> <p><u>2-4 農村・集落</u></p> <p><u>(1) 本県の農家数は急激に減少し、基幹的農業従事者に占める高齢者の割合が高くなっていることから、畦畔の草刈りや用排水の管理等の維持活動の継続が懸念される。</u></p> <p><u>特に、中山間地域における農業は、本県の経営耕地面積の約 4 割、総農家数の 4 割強を占めているが、県全体に比べ高齢化が一層進行しており、農業を支える担い手の確保に課題を抱えている集落が多くある。</u></p>

現行	変更案
<p data-bbox="129 161 994 188">2. <u>導入すべき工業等の業種その他農村地域への工業等の導入の目標</u></p> <p data-bbox="129 256 1106 432">(1) <u>本県における工業等の現状は、繊維、化学、非鉄金属等基礎素材型工業のウェイトが全国的にみて高い水準となっているが、近年においては、電気機械をはじめとする加工組立型工業のウェイトが高くなりつつあり、物流面では、トラック輸送の占める割合が全国より高くなっている。</u></p> <p data-bbox="129 448 1106 576">また、<u>立地企業のうち、約5割が農村地域において立地しており、農村地域工業等導入地区にあつては、地場産業の移転を除けば、比較的規模が大きく、その地域としては、最先端の設備、技術を誇る企業の導入が行われている。</u></p> <p data-bbox="129 592 1106 1007"><u>立地環境面でも、富山空港のジェット化（59年3月）をはじめ、富山－名古屋便（3年4月）、富山－札幌便（3年6月）、富山－福岡便（6年11月）、富山－函館便（8年7月）及び富山－関西国際空港便（8年10月）など国内便の就航、富山－ソウル便（5年4月）及び富山－ウラジオストク便（6年7月）など国際便の就航に加え、北陸新幹線の建設（4年8月）、東海北陸自動車道及び能越自動車道の一部開通など、高速交通網の整備拡充が図られるほか、技術革新、国際化及び情報化に対応するための研究開発基盤施設、情報化基盤施設、人材育成施設といったソフトな産業基盤の整備も進められていることから、農村地域への企業の立地は今後も進むものとみられる。</u></p> <p data-bbox="129 1023 1106 1391">このため、<u>今後の農村地域への工業等の導入に当たっての基本的な考え方は、農村整備の方向に即しつつ、農業従事者が安心して就業でき、農地の流動化等農業構造の改善に結びつくように成長性と安定性があり、雇用吸収力の大きい内陸型業種を中心に工業等が導入されるよう誘導するとともに、若者にとって魅力ある雇用条件等を備えた企業を導入するよう留意するものとする。また、地域内発的に産業を育成するという観点から、地域特産物を活用した1.5次産業、地域に賦存する技術等の資産を活用する工業等、農業支援機能を有する工業等地域の特色を十分に活かした業種の導入に配慮するとともに、新商品の開</u></p>	<p data-bbox="1137 161 1610 188"><u>第2 農村地域への産業の導入の目標</u></p> <p data-bbox="1137 256 1500 284"><u>1 導入業種の選定の考え方</u></p> <p data-bbox="1137 304 2119 480"><u>農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境保全、農村地域の景観との調和及び農業をはじめとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る</u></p> <p data-bbox="1137 496 2119 576"><u>市町村は、実施計画において定める導入すべき産業の業種（以下、「導入業種」という。）の選定に当たっては、次に掲げる事項に即して定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="1137 592 2119 671"><u>(1) 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること</u></p> <p data-bbox="1137 687 2119 863"><u>就業機会の創出に当たって、産業導入地区における安定的な就業機会及び雇用の質が確保されること。例えば、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業等や、就業機会が創出されるとしても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は望ましくない。</u></p> <p data-bbox="1137 879 2119 1102"><u>また、農業と導入産業の均衡ある発展のため、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により優良農地が確保され、担い手への農地の集積・集約化等が図られるとともに、より生産性の高い産業部門へと労働力の移転を図り、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を行うことで、雇用構造の高度化に資すること。</u></p> <p data-bbox="1137 1118 2074 1150"><u>(2) 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること</u></p> <p data-bbox="1137 1166 2119 1294"><u>市町村が実施計画において具体的な導入業種を選定するに当たっては、地域の就業構造、ニーズ等を踏まえるとともに、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮することが必要である。</u></p> <p data-bbox="1137 1310 2119 1391"><u>したがって、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる業種の導入が望ましい。</u></p>

現行	変更案
<p>発や新分野への進出を目指す新規事業の導入・育成についても配慮する。</p> <p>なお、工業等の導入に当たっては、導入企業と地域社会との調和、適正な土地利用計画に基づく立地、周辺住民や農業生産に悪影響を及ぼさないための十分な環境保全対策、農村自然環境や生態系の保持、文化、芸能の保存等にも十分留意する。</p> <p>また、工業等の導入が十分に行われていない地域、特に山村地域にあっては、交通の利便性、労働力確保、産業基盤の立ち遅れなどから、今後とも急速な工業等の導入が行われる状況にはないが、地場資源である木材、農産物、特産物等を高度利用する業種や労働集約型業種等の積極的導入を図る。</p> <p>(2) 農村地域における工業等の立地については、県及び市町村の国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各般の土地利用計画との調整を行ったうえで定められ、かつ、工業等導入実施計画において指定された工業等導入地区（法第5条第3項第1号の工業等導入地区をいう。以下同じ。）において行われるよう積極的に誘導する。</p> <p>この場合において、実施計画を策定した農村地域にあって、いまだ工業等の導入が行われていない地域や計画どおりの工業等の導入が行われていない地域については、特に積極的に工業等が導入されるよう誘導するほか、経済圏の形成と工業の適正配置の観点から、諸情勢の変化に対応して当該実施計画を見直すなど、現実的な工業等の導入を図る。</p> <p>(3) 導入すべき工業等の業種については、メカトロニクス産業を形成する、成長性の高い電気機械や産業機械関連業種及び安定性の高い金属製品、アルミ関連業種、輸送機械、医薬品関連業種の積極的な導入を図る。併せて、地場産業の育成のため木材・木製品、繊維製品、あるいは地域特産物と関連ある食品加工等の企業の導入を図るとともに、関連下請け企業の誘致に配慮する。また、農村地域における豊かな消費生活の実現に貢献できる業種として、卸売業、道路貨物運送業等の流通産業についても道路網の整備状況、物流拠点の適正配置等</p>	<p>(3) <u>公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること</u></p> <p><u>導入業種について、周辺地域における他の産業の住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられる場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて当該導入業種を判断すること。この場合には、当該導入業種が地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要性が生じたときは、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意することが望ましい。</u></p> <p>(4) <u>地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること</u></p> <p><u>地域の農業と導入業種が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の導入を促進すること。例えば、ICT 関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業、農産物加工施設、地域農産物等を提供する農産物販売所、農家レストラン、農泊施設、ワイナリー等は、特に望ましい。また、木質バイオマス発電をはじめとした地域資源バイオマスを活用した産業も、これに含まれる。</u></p> <p>(5) <u>農業を業種として選定することも認められること</u></p> <p><u>導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められる。なお、産業が立地するときは施設を整備することが想定されていることから、例えば水田地帯に畑作を導入する場合等は対象とならず、農業用施設における農業が導入業種の対象となる。</u></p> <p>2 <u>産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方</u></p> <p><u>本計画において、産業導入地区の区域の設定を通じて農業構造の改善を図る</u></p>

現行	変更案
<p>に配慮しつつ、導入の促進に力点を置くなど、各地域において特色ある工業等の集積が図られるよう配慮する。さらに、今後成長が大きく期待されるバイオテクノロジー、新素材の業種についても配慮する。</p> <p>この場合において、公害防止をはじめ環境の負荷の低減に配慮した企業の導入を図ることとし、地元との公害防止協定の締結や環境保全のための体制整備等に努める。</p> <p>(4) 工業等の導入に当たっては、工業等導入地区周辺の既存企業や当該地区の既導入企業及び工業等導入地区周辺における関連企業との交流に配慮するとともに、必要に応じて複数の工業等導入地区が有機的に結合した広域的な工業等の配置を進める。</p> <p>この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上、環境の保全に留意したローカルエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、工業等導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域のかつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を活かした工業等の導入に努める。</p> <p>また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和並びに企業の有する緑地、文化施設等の地域住民への開放など、地域づくりへの支援について配慮する。</p> <p>(5) 工業等の導入に伴って生ずる労働力需要に関しては、「30分交通圏」を目指した道路網の体系的整備によって交通利便性が向上し、在宅通勤圏が広域化することから、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域間における需給調整に努める。</p> <p>この場合において、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力の發揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進等に配慮する。</p> <p>(6) その他、農村地域への工業等の導入に当たって、次の事項に配慮する。</p>	<p>うとする地域は、<u>農業振興地域を対象に、平成17年3月31日における富山市の区域を除いた全域とする。これらの地域において、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等を図る。</u></p> <p><u>市町村は、実施計画において定める産業導入地区の区域の設定及び見直しについては、次に掲げる方針に基づいて設定すること。</u></p> <p>(1) <u>各種の土地利用計画との調整を行うこと</u></p> <p><u>産業導入地区の区域の設定に当たっては、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画との調整方針について、具体的に記載するとともに、各計画の担当部局等とあらかじめ十分調整を行い、合理的な土地利用を図るものとする。</u></p> <p><u>なお、産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。</u></p> <p>(2) <u>過去に造成された工業団地等の活用を優先すること</u></p> <p><u>市町村においては、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先することとする。</u></p> <p><u>また、市町村においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示するよう努める。</u></p> <p>(3) <u>立地ニーズや事業の見通しを踏まえること</u></p> <p><u>産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。</u></p> <p>(4) <u>環境保全に配慮すること</u></p> <p><u>産業導入地区の区域の設定に当たっては、環境保全の観点から、国立公園、国定公園及び県立自然公園の特別地域、自然環境保全地域、鳥獣保護区の特別保護地区等良好な自然環境を形成している地域並びにこれらの地域に大きな影</u></p>

現行	変更案
<p>ア 自然環境保全地域、自然公園の特別地域、鳥獣保護区の特別保護地区及びこれらの周辺でそれらの地域に影響を及ぼす恐れが大きい地域については、工業等導入地区は設定しない。また、自然公園の普通地域及び上記の地域又は地区に準ずる地域についても工業等導入地区の設定は一般に避ける。</p> <p>イ 導入企業は、農業従事者の雇用が相当数見込まれるものを選定するよう努める。</p> <p>ウ 立地企業は工業用水源を地下水に依存している割合が高い現状にあるので、地下水の保全と適正利用に留意して導入企業を選定する。</p> <p>エ 県が法第5条第1項第3号の実施計画（以下「拠点実施計画」という。）を策定する場合の工業等導入地区は、原則として地区面積が20ヘクタール以上であり、かつ、当該地区の拠点として、その周辺の農村地域の就業構造及び農業構造の改善効果が期待できると認められる場合とする。また、県が法第5条第2項の実施計画（以下「広域実施計画」という。）を策定する場合及び市町村が実施計画を策定する場合の工業等導入地区は、原則として地区面積が2ヘクタール以上とする。</p>	<p>響を及ぼすおそれのある地域については、<u>産業導入地区に設定しない。</u></p> <p><u>また、その他の自然環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域等）に産業導入地区を設定する場合には、自然環境への重大な影響がないように十分な配慮をする。</u></p> <p>3 配慮事項</p> <p><u>(1) 既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。</u></p> <p><u>また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。</u></p> <p><u>(2) 労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を十分踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。</u></p> <p><u>この場合においては、高齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。</u></p>

現行	変更案
<p data-bbox="129 161 913 188">3. 農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標</p> <p data-bbox="129 256 1111 671">(1) 本県の農業就業人口は、平成2年から平成7年までの間に年平均2.3%で減少しており、年齢別では平成7年で65才以上の者が54.8%と農業労働力の高齢化が目立っている。また、兼業従事者のうち恒常的勤務の安定従業者は、平成7年で82.8%を占めているものの、中山間地域を中心として、出稼ぎや日雇・臨時雇の不安定就業者の比率の高い地域もみられるところである。このため、中高年齢層を多数抱えた本県の農業就業構造を改善するとともに、農業従事者の就業状態の改善を図ることが必要である。また、農村地域においては若年層が減少傾向にあり、活力ある農村社会を形成し、維持するうえからもその定着化を図る必要がある。</p> <p data-bbox="129 692 1111 863">(2) 工業等導入地区操業企業への農家世帯からの就業状況(平成7年3月末日現在)は、地元雇用者の37.4%を占めており、雇用形態を見ても本採用(常時)が大部分(96.3%)であることなどから、農業者の就業改善という面からは一応の成果が得られているが、更なる推進を図る必要がある。</p> <p data-bbox="129 884 1111 1299">(3) 今後、本県における農業の労働生産性は、技術革新に加えて農業生産基盤の整備や農業近代化施設の整備の進展等により、漸次、向上するものと見込まれ、また、構造政策の推進に伴い、農村地域での余剰労働力は一層増大していくものと見込まれる。一方、雇用需要は農村地域への工業等の導入に伴い増加しているので、農業従事者からの就業に当たっては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)等担い手の育成・確保と土地利用の集積に十分留意しつつ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者から重点的に充てるなど、地域での安定的な雇用機会の確保に資するよう留意する。</p> <p data-bbox="129 1319 1111 1394">(4) この場合において、市町村等は地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の意向を把握し、農業以外の産業に就業を</p>	<p data-bbox="1137 161 1921 188"><u>第3</u> 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標</p> <p data-bbox="1137 256 2119 432">(1) <u>農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力の需要に対しては、地域の实情に応じた多様な担い手の育成・確保に配慮しながら、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。</u></p> <p data-bbox="1137 453 2119 671">(2) この場合において、<u>県及び市町村は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等に留意しながら、農業従事者の就業の意向を適切に把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びUIJターン等の移住希望者を始めとする若年層の定着化を図る。</u></p> <p data-bbox="1137 692 2119 863">(3) <u>また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、雇用の安定、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化に努めるものとする。</u></p>

現行	変更案
<p>希望する中高年齢者の就業の円滑化、女性の就業の促進、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進及び労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件のもとで安定した雇用の場の確保に努める。また、新規学卒者をはじめとする若年層の定着化に結びつくような労働条件や魅力ある職場環境の整備に努める。</p> <p>4. 農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標</p> <p>(1) 農村地域への工業等の導入に伴い、農業従事者、特に不安定な就業状態にある者の就業の改善が図られることにより、農地流動化等に関しての貸し手の条件整備が促進されるとみられる。</p> <p>このため、工業等の導入と相まって、工業等の導入により確保された就業機会の質や量等に配慮し、導入された工業等に就業した農業従事者を含めた地域ぐるみの対応の中で、地域の実情に応じた農業生産体制の整備を進め、農業経営基盤強化促進事業を通じた農地の流動化の促進と認定農業者等地域の中核的な農業経営への農用地の利用の集積及び地域農業の組織化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業を確立していく必要がある。</p> <p>(2) この場合において、農村地域への工業等の導入を契機として、集落での話し合いや行政側からの積極的な誘導などによって、工業等への就業者と認定農業者等担い手との間において、農地の流動化、農作業の受委託など農用地利用の集積が図られ、認定農業者等担い手の規模拡大に結びつくよう配慮する必要がある。</p> <p>(3) また、地域の自然、土壌条件や農業振興の方向に即し、ほ場の大区画化と汎</p>	<p>第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標</p> <p>(1) 農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月改訂）、富山県総合計画「元気とやま創造計画ーとやま新時代へ 新たな挑戦ー」（平成30年3月策定）、富山県農業・農村振興計画（令和4年3月策定）で示された政策の方向に即し、農業構造の改善を図るよう努める。</p> <p>(2) この場合において、農村地域への産業の導入により、農業従事者、特に副業的・自給的な農業に従事する者の地元における農業外の実業先の確保を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者等の地域の中核的な農業経営者たる担い手への農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。</p> <p>また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。</p>

現行	変更案
<p>用化、農業用排水路の整備、農道整備等を中心とした農業生産基盤の整備や水稲共同乾燥調製施設、集出荷選別施設などを中心とした農業近代化施設の整備を重点的かつ加速的に推進する。同時に、農村地域への工業等の導入に併せ、農村地域の定住条件の整備や集落全体の点検、話し合い等によって豊かで住みやすく、若者にも魅力ある地域づくりを進め、活力とうるおいのある農村社会の建設に努める。</p> <p>(4) さらに、農業を支援する機能を有する工業等と地域農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。</p> <p>なお、工業等導入地区等に食品加工業等が立地した場合には、加工向け農産物生産を計画的に振興するなど農業生産の拡大に資するよう配慮する。</p> <p>5. 農村地域への工業等の導入に伴う工場用地等と農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条に関する農用地等をいう。以下同じ。）との利用の調整に関する方針</p> <p>(1) 農村地域への工業等の導入は、国土利用計画、土地利用基本計画、農業振興地域整備計画、都市計画、その他の法律による土地利用計画との調和を保つとともに、企業の進出による周辺農用地のスプロール化を防止し、優良農用地の確保保全に努めるため工場用地等の団地化を促進する。また、やむを得ず、農業振興地域内において工業等導入地区を設定する場合は、非農用地区域をこれに充てる。</p> <p>ただし、土地の地形及び広がり等から農用地区域以外に工業等導入地区を設定することが困難であり、かつ、工業等導入地区のための農業振興地域整備計画の変更により、変更後の農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものでないこ</p>	<p>(3) <u>農業の構造改革の喫緊性が一層高まる中、農地の集積・集約化が図られるよう、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、「地域計画（人・農地プラン）」の内容等に留意するとともに、農村地域への産業導入の促進が農業構造の改善を阻害しないことが必要である。</u></p> <p>(4) <u>農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進めるものとする。</u></p> <p>第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針</p> <p>(1) <u>農業振興地域整備計画が定められている地域において、やむを得ず産業導入地区に農用地等を含める場合、市町村は、産業導入地区の区域を設定する際の調整について、下記の考え方に基づく具体的な方針を実施計画に定めるものとする。</u></p> <p>ア <u>農用地区域外での開発を優先すること</u></p> <p><u>市町村の区域内に、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。</u></p> <p>イ <u>周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにす</u></p>

現行	変更案
<p>とが明白であるときは、<u>所要の調整を行うことができる。</u></p> <p>(2)工場用地等の確保に当たっては、<u>農業の生産性向上、食料自給力の向上が農政の基本課題となっている現状にかんがみ、当該地域の今後の農業の展開方向及び農業者の就業志向などの状況に応じて、集团的農用地の確保に留意するものとするが、やむを得ず経営規模拡大志向農家など営農意欲のある農家等が経営する耕地を充てる場合には、代替地のあっせん又は交換の計画を作成するなど所要の措置を講ずる。</u></p> <p><u>なお、工業等導入地区に農用地等が含まれる場合は、周辺農業への影響を考慮しつつ、あらかじめ農地転用許可権者に協議し、その同意を得る。</u></p> <p>(3)優良農用地の確保保全の観点から、工業等導入地区の縮小又は取消しにかかる土地が、その形状からみて農用地区域に含めることが相当であると認められるときは、<u>農用地区域に編入する。</u></p>	<p><u>ること</u></p> <p><u>農用地等において導入産業の用に供する施設を整備することにより、集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の使途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じたり、小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進へ支障が生じるなど、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。</u></p> <p><u>ウ 面積規模が最小限であること</u></p> <p><u>産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。</u></p> <p><u>エ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと</u></p> <p><u>土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。また、農業用排水路整備等の線的整備を実施した農用地についても、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、当該事業の趣旨を勘案のうえ、産業導入地域の区域に含めることの可否を慎重に検討すること。</u></p> <p><u>オ 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること</u></p> <p><u>土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記アから</u></p>

現行	変更案
	<p><u>ウまでの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の重点実施区域（地域計画の区域）内の農用地以外での開発を優先すること。</u></p> <p><u>なお、「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれる。また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地もこれに含まれる。優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、このような農用地を把握することができるよう、県の農政部局と十分調整を行うこと。</u></p> <p><u>また、重点実施区域が市町村において広範に設定されている場合であって、重点実施区域外に適当な施設用地がないとき等の重点実施区域内の農用地への産業導入地区の区域設定を検討せざるを得ない事情がある場合には、県の農政部局等と産業導入地区の区域と重点実施区域の関係について十分調整を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 施設用地と農用地等における土地利用の調整にあたっては、土地利用の現況及び動向を勘察し、県都市計画部局等の関係機関とあらかじめ十分調整を行うものとする。</u></p>

現行	変更案
<p>6. <u>工場用地等その他の施設の整備に関する事項</u></p> <p><u>農村地域への工業等の導入に当たっては、産業基盤の整備及び生活基盤をはじめとする定住条件の整備の促進が重要であるので、将来の工業等の導入の見通しを的確に把握したうえで、次のとおり必要な施設の整備に努める。</u></p> <p><u>この場合において、山村地域等安定した就業機会の不足する地域での産業基盤の整備、広域的な観点からの立地条件の整備等に配慮するとともに、工業再配置計画、テクノポリス計画並びに頭脳立地計画との連携に努める。また、農村地域の持つ良好な自然環境や社会的諸条件を活かしながら、定住条件の整備を進め、ゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。</u></p> <p><u>なお、市町村単位で整備することが困難なものについては、県及び関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。</u></p> <p><u>(1)ハードな産業基盤の整備</u></p> <p><u>ア 地域の特色を活かしつつ工業等の導入を促進する観点から、導入すべき工業等の特性及びニーズを十分に把握し、工場等の立地に必要な用地、道路、工業用水道、排水施設及び通信運輸施設等ハードな産業基盤の整備を計画的に進める。この場合、工場用地等については、優良農用地の確保に留意しつつ、工場等が必要とする用地の確保を図り、工業用水道については、需要の動向を踏まえ施設能力の適正化を図る。また、工業等導入地区の設定及び工場用地等の取得造成については、周辺地域を含む地域全体の工業等の立地の動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況、工場用地の需給状況、周囲の企業の立地状況及び地域における物流網の状況をみながら適切な時期に行う。</u></p> <p><u>イ これら産業関連施設の造成整備に当たっては、周辺農用地の生産力の低下（農道・水路の分断、工場等の排水、排煙、日照、通風等による影響）の防止、農村生活環境の改善、自然環境の保全等に十分配慮するとともに、これら整備が農業生産基盤の維持改善、農村生活環境の向上に寄与し得るよう総合的な整</u></p>	<p>第6 <u>農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項</u></p> <p><u>農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤をはじめとする定住条件の整備を促進することが重要であり、次の施策の実施に努める。</u></p> <p><u>この場合において、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。</u></p> <p><u>また、市町村単位で整備することが困難なものについては、県、関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。</u></p> <p><u>1 産業基盤の整備</u></p> <p><u>地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。</u></p> <p><u>こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地</u></p>

現行	変更案
<p>備に努める。</p> <p>ウ その他、生活関連施設として、勤労者住宅、保育所等の児童福祉施設、公園緑地等の整備を図ることとし、整備に当たっては、周辺地域の福祉の向上と密接に関連づけ、かつ、地域農業者等の意見を尊重して、地域の生活環境と調和のとれた形で整備するよう配慮する。</p> <p>(2) ソフトな産業基盤の整備</p> <p>近年における技術革新、経済のサービス化、国際化の進展に加え、産業構造の高度化など、工業等、農業、雇用の面での情勢の変化に対応して、工業等導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者や下請企業の確保、企業情報、技術者情報、受発注情報及び技術情報の入手等、ソフトな産業基盤の整備を進める。</p> <p>このため、テクノポリス計画及び頭脳立地計画に基づき、研究開発施設、情報化施設、人材育成施設等の新しい産業基盤施設の整備が進められているところであり、これら施設や既存の公設の試験研究機関と企業等との交流、連携などによって、高次機能を有する工業等導入地区としての整備を計画的に進める。</p> <p>この場合、地域に立地している企業がこれらの必要な情報を容易に入手できるよう、これらのソフトな産業基盤の活用に配慮する。</p> <p>(3) 生活基盤等定住条件の整備</p> <p>工業等の円滑な導入と相まって、農村地域における定住条件の整備を推進するために、自然とのふれあいや快適な環境の創造に配慮しながら、公園緑地施設、コミュニティ施設のほか、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等必要な施設を総合的かつ計画的に整備する。特に、広域的な工業等の導入を図る地域については、定住条件の整備に十分配慮する。</p>	<p>や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、<u>産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。</u></p> <p><u>2 定住等及び地域間交流の条件の整備</u></p> <p><u>産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域の住みよい生活環境づくり、地域社会づくりなど定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず、安定した就業機会が不足している地域に特に重点を置き実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを十分に把握して、生産基盤と生活基盤の一体的整備及び文化の振興に努める。</u></p>

現行	変更案
<p>7. 労働力需給の調整及び農業従事者の<u>工業等</u>への就業の円滑化に関する事項</p> <p>(1) 農村地域への工業等の導入に伴い、増加する労働力需要に対しては、農業及び地場産業との競合が生じないように、次の事項に留意して労働力の需給調整を行う。</p> <p>ア 工業等導入地区を中心に、交通その他の社会的条件を参酌して、労働力の質的、量的な供給余力を推計し、導入企業の種類、規模等を調整する。</p> <p>なお、市町村は、在宅通勤圏の広域化にかんがみ、当該市町村以外の市町村からの労働供給をも予定する実施計画を策定する場合は、県及び関係市町村とあらかじめ調整する。</p> <p>イ 農村地域への工業等の導入に伴って必要となる労働力については、農業の近代化の進ちょく度に十分留意し、他産業への就業を希望する農業従事者を重点的に充て、今後における農業生産の担い手たる基幹的専従者及びその後継者と見込まれる新規学卒者の農外流出をできるだけ防止する。</p> <p>(2) 農村地域へ導入される工業等への農業従事者の円滑な職業転換を促進するため、職業安定機関は、関係機関の協力のもとに、農業者転職相談員等を活用しながら、次の施策を実施する。</p> <p>ア 導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者への提供に努める。</p> <p>イ 農業従事者がその希望及び能力に応じて導入される工業等に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して関係職業安定所間の情報ネットワークの活用等職業紹介機能の充実を図り、農業従事者個々のニーズに応じたきめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、導入企業の労働力需要の充足、雇用の安定等に関し、事業主への指導援助に努める。</p>	<p>第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の<u>農村地域に導入される産業</u>への就業の円滑化に関する事項</p> <p>1 労働力の需給の調整</p> <p>農村地域への産業の導入に伴う労働力の需要に対しては、<u>農業以外の産業に就業を希望する農業従事者及びその家族を重点的に充てることとし、中高年齢者就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びU I J ターン等の移住希望者を始めとする若年層の定着化が図られるよう、市町村等関係機関との連携をとりながら地域の労働力需給の調整を図る。</u></p> <p>2 農業従事者の産業への就業の円滑化</p> <p>農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等が円滑に就業することを促進するため、次の施策を実施する。</p> <p>(1) 雇用情報の収集及び提供</p> <p>導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、<u>地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。</u></p> <p>(2) 職業紹介等の充実</p> <p>農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるよう職業相談、職業指導及び職業紹介に対応できるよう体制づくりに努める。</p> <p><u>この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業に円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用</u>に努める。</p> <p><u>また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環</u></p>

現行	変更案
<p><u>この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入される企業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度等の積極的な活用を努めるとともに、企業が高付加価値分野や新分野への事業展開を図る場合の支援に努める。</u></p> <p><u>また、労働者の雇用の安定及び福祉の向上を図るため、雇用安定事業による助成及び福祉施設の効率的な設置等雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>さらに、農村地域への工業等の導入に当たっては、労働力需給の不適合の解消に資するよう雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。</u></p> <p><u>ウ 職業紹介との連携を密にしつつ、農村地域に導入される工業等への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって、既存の公共職業能力開発施設、企業内職業訓練に対する助成制度等の活用により、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。</u></p> <p><u>この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。</u></p> <p><u>8. 農村地域への工業等の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項</u></p>	<p><u>境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。</u></p> <p><u>(3) 職業能力開発等の推進</u></p> <p><u>職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。</u></p> <p><u>この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。</u></p> <p><u>第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他事業に関する事項</u></p>

現行	変更案
<p>(1)農村地域への工業等導入と相まって、農業構造の改善を促進するため、農業経営基盤強化促進事業等を活用して認定農業者等担い手を中心とした地域農業の早期確立を図ることにより、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現する。</p> <p>この場合において、経営感覚に優れ、国際化に対応し得る力強い農業経営の育成を目指し、国、県及び市町村の各段階に設置されている経営改善支援センターが中心となり、認定農業者等担い手の育成・確保等に努めるとともに、農業委員会、農業協同組合及び社団法人富山県農業公社等との連携協力により、農業者自らの取り組みによる地域ぐるみの営農体制の整備を促進し、これら認定農業者等担い手に対する農地の流動化に積極的に取り組む。</p> <p>また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。さらに、女性や高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、特産物生産や加工利用の促進を図るなどの諸施策を積極的に展開する。</p> <p>なお、これらの施策を円滑に進めるため、県及び市町村の構造政策推進会議の活用を図る。</p> <p>(2)また、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、大区画ほ場整備等の高生産性農業基盤整備や高性能な農業機械の導入その他農業近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を、地域の農業の実情に応じて、農業構造の改善及び工業等導入の効果と結びつくよう配慮して実施するよう努める。</p> <p>この場合、農業と工業等の均衡ある発展を図るため、ほ場整備と併せて工場用地等の確保を行うなど工業等導入と農業生産基盤の整備が一体的に実施されるよう努める。</p>	<p><u>農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため、次の施策を実施する。</u></p> <p><u>1 担い手の育成・確保</u></p> <p><u>効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における「地域計画（人・農地プラン）」の策定を通じて地域の話し合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。</u></p> <p><u>また、農地の流動化の推進にあたっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。</u></p> <p><u>2 農業生産基盤及び農業施設の整備</u></p> <p><u>効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携のさらなる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。</u></p>

現行	変更案
<p data-bbox="129 161 913 188">9. 農村地域への工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項</p> <p data-bbox="129 256 1111 815">環境基本法（平成5年法律第91号）、富山県環境基本条例（平成7年富山県条例第46号）等の環境保全関係諸法令に基づき、環境を快適で恵み豊かなものとして保全し、創造するため、大気、水、土壌環境等の良好な保持、生態系の多様性の確保や農地、水辺地等における多様な自然環境の体系的保全、快適環境の創造、廃棄物の減量、リサイクルやエネルギー利用の効率化等による環境負荷の低減等に努めるとともに、環境基本計画、とやま環境計画等の環境保全に関する計画との整合を図るなど、農村地域の環境保全等に十分配慮することを基本として、公害発生の恐れのない企業の導入を図るとともに、公害関係諸法令及び富山県公害防止条例（昭和45年富山県条例第34号）並びに当該市町村の公害防止条例等の遵守、企業と地元との公害防止協定の締結等によって公害発生の未然防止に努める。また、これと併せて用排水施設、産業廃棄物処理施設等の環境整備を強力に推進する。</p> <p data-bbox="129 836 1111 1299">さらに、実施計画の策定に先立って、必要に応じ、環境に与える影響を調査検討し、その結果を踏まえて環境の保全に配慮しつつ実施計画を策定するとともに、具体的な工業等の導入及び導入後においても、環境の監視、環境に与える影響についての調査検討の補充等を行うことにより環境の保全を図る。特に、工業等導入地区の面積が100ヘクタール以上の工業団地造成事業や流通業務団地造成事業にあつては、富山県環境影響評価要綱（平成2年富山県告示第452号）に基づく環境調査、住民説明会の開催等の手続きを実施し、100ヘクタール未満で50ヘクタール以上のものにあつては、富山県土地対策要綱（昭和49年富山県告示第1202号）に基づく環境影響調査、50ヘクタール未満で20ヘクタールを超えるものにあつては、環境に与える影響の調査検討を実施する。</p> <p data-bbox="129 1319 1111 1390">また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。</p>	<p data-bbox="1137 161 1444 188"><u>第9</u> その他必要な事項</p> <p data-bbox="1137 256 1355 284"><u>1 環境の保全等</u></p> <p data-bbox="1137 304 2119 624"><u>実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入にあたっては、環境基本法（平成5年法律第91号）、富山県環境基本条例（平成7年富山県条例第46号）等関係諸法令、富山県環境基本計画等に基づき、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努める。</u></p> <p data-bbox="1137 644 2119 767"><u>また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るとともに、道路の交通に起因する障害（交通公害を含む。）の防止に配慮する</u></p>

現行	変更案
<p>10. その他必要な事項</p> <p>(1) 農村地域への工業等の導入の広域的推進</p> <p>農村地域への工業等の導入の円滑な推進を図るため、必要に応じて複数の市町村からなる広域の単位ごとに、工業等の導入の規模、業種、労働力調整、地場産業との関連、下請企業の育成、農業構造の改善目標等、指針となるべき事項を示して、関係市町村の協力の下に、広域的な観点に立った的確な工業等の導入を図る。このため、地域の実情に応じ、拠点実施計画及び広域実施計画の制度を活用するとともに、広域的推進のための体制の整備に努める。特に、中山間地域等立地条件に恵まれない地域については、広域的観点からの工業等導入の主旨を最大限に活かし、関係する市町村間において産業基盤・生活基盤等整備の機能分担を図るとともに、一体的な計画策定、企業誘致等への取組みを推進する。</p> <p>指針となるべき事項については、今後の産業基盤の進展等による立地条件の変化等を勘案して、他の地域振興に関する計画等との調和に配慮しながら、随時見直しを行う。</p> <p>(2) 工業等導入地区に関する情報等の周知徹底及び立地後の企業の指導</p> <p>農村地域への工業等の導入に当たっては、工業等導入地区に関する情報、法に基づく優遇措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、工業等導入地区へ重点的に優良な工業等の導入のあっせんに努める。特に、道路貨物運送法、倉庫業等については、関連業種との一体的な立地の推進にも配慮しつつ、その一層の推進を図る。また、立地後の企業についてもその定着化を図るため、地域との融和策や地場産業との関連強化等について指導を行っていく。</p> <p>(3) 下請関連企業及び地元中小企業の育成</p> <p>農村地域へ導入された工業等の円滑な活動を確保するため、過密公害移転等貸付制度等中小企業に対する立地関係助成制度を活用し、下請関連企業の移転</p>	<p>2 農村地域の活力の維持増進への配慮</p> <p><u>本県の農村地域は、その多くが若年層等の人口の流出、高齢化の進行等による活力の低下がみられるため、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU I J ターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業紹介等を総合的に進める。</u></p>

現行	変更案
<p>を円滑に進めるほか、財団法人富山県中小企業振興財団により、下請取引のあ っせん、金融の円滑化及び下請取引の適正化を促進し、地元中小企業の積極的 育成を図る。</p> <p>(4)農村地域の活力の維持増進への配慮 若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、 地域社会の活力の維持増進にも配慮して、地域住民の就業機会の確保やUター ン希望者の受け皿として工業等導入や定住条件の整備及び職業安定機関による 職業紹介等を総合的に進める。</p> <p>(5)過疎地域等への配慮 農村地域への工業等の導入が過疎地域、山村地域等における人口の流出抑止、 地域経済の発展等地域振興や地域活力の向上に果たす役割が大きいことにかん がみ、工業等の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携 に留意しつつ、その円滑な実施が図られるよう努める。</p> <p>(6)農業団体等の参画 農村地域への工業等の導入に当たっては、農業団体等の果たす役割が大きい ことにかんがみ、実施計画の策定の段階から、農業団体、商工団体等の関係団 体の参画を図り、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業 が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られ るよう配慮する。</p> <p>(7)連絡調整体制の確立 農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社 会の形成を図るため、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、 教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。</p>	<p><u>3 過疎地域等への配慮</u> 農村地域への産業の導入は、過疎地域、山村地域等における人口流出の抑止、 地域経済の発展等地域振興に果たす役割が大きいことを踏まえ、産業の導入に 当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その 円滑な実施が図られるよう努める。</p> <p><u>4 農業団体等の参画</u> 実施計画策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産 業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実 施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、こ れらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。</p> <p><u>5 関係部局間の十分な連携等</u> 農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社 会の形成を図るため、県、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機 関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。</p>

現行	変更案
<p>(8) <u>農村地域工業導入促進センターの活用</u> <u>農村地域への工業等の導入を円滑に推進するため、農村地域への工業等の導入に関する情報の収集及び提供、立地企業のあっせん、実施計画の策定等に関する助言、立地企業の情報交換・交流促進等を行う財団法人農村地域工業導入促進センターの活用</u>に努める。</p> <p>(9) <u>地価の安定等への配慮</u> <u>農村地域への工業等の導入に当たっては、土地の投機的取引及び地価の高騰が生ずることのないよう配慮する。</u></p> <p>(10) <u>その他</u> <u>ア 新たな実施計画の策定に当たっては、市町村等の企業誘致の取組み体制、既存の実施計画の進ちょく状況、地域住民の意向、産業関連施設の整備状況、農業の基礎条件の整備状況等から工業等の導入の必要性及び可能性を総合的に勘案し、工業等の導入がなされるよう良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動の実施等工業等導入の諸条件が整う場合に策定する。</u> <u>イ 既存の実施計画についても、いまだ工業等の導入が十分に行われていない工業等導入地区については、広域的な観点に立って、諸情勢の変化に対応して当該実施計画の見直しを行う。この場合において、工業等導入の見通し、地域振興の方向、農業構造の現状、地域住民の意向等を十分留意して行う。</u> <u>ウ 新たな工業等導入地区の設定や、工業等導入地区の拡大を行う場合には、企業立地が円滑に行われるよう、地権者等地域住民の十分な合意を得たうえで</u></p>	<p><u>また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、県及び市町村の商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携を図り、施策の推進や情報の共有等に努める。</u></p> <p><u>6 企業への情報提供等</u> <u>県及び市町村においては、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、企業訪問等による産業導入地区への産業の導入の広報活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。</u> <u>これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び北陸農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用</u>に努める。 <u>その際、企業等が活用可能な企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携も図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。</u></p> <p><u>7 遊休地解消に向けた取組</u> <u>定期的に遊休地の把握を行い、既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、当該土地の活用を図るものとする。</u> <u>また、既存の産業導入地区内において、企業立地の見込みがなく、引き続き農地としての利用が続いている土地については、産業導入地区の区域を縮小や廃</u></p>

現行	変更案
<p>行う。</p>	<p><u>止、農用地区域へ編入等を検討する。</u></p> <p><u>8 撤退時のルールについて</u></p> <p><u>立地を想定していた企業がその立地を取りやめるような事態又は立地後すぐに撤退するような事態が生じないよう、実施計画策定の際に事業者の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しに関して市町村と事業者との調整を了した上で産業導入地区の区域を設定する。</u></p> <p><u>また、立地企業がやむを得ず撤退することとなった場合に備え、跡地の有効活用が可能となるよう撤退に関する情報を可能な限り早期に市町村に報告する仕組みや、撤退した場合の施設の撤去義務、費用負担等に関する事項及び施設を存置する場合の代替企業の確保義務の明確化等のルールを実施計画に盛り込み、企業の立地時に同意を求めるよう努める。</u></p> <p><u>9 実施計画のフォローアップ体制の確保</u></p> <p><u>市町村は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有するよう努める。</u></p> <p><u>確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等を図る。この場合においても、当該検討結果等について、国及び県に共有するよう努める。</u></p> <p><u>市町村は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成 29 年法律</u></p>

現行	変更案
	<p data-bbox="1131 161 2121 240"><u>第 48 号) の施行前に既に定められた実施計画についても、フォローアップ体制の確保に努める。</u></p> <p data-bbox="1131 304 1440 336"><u>10 計画策定の留意事項</u></p> <p data-bbox="1131 352 2121 480"><u>実施計画の策定にあたっては、農業者その他事業者の意向、地域住民の利害関係等を十分調整することが必要であるため、関係農業団体、商工団体等の代表者、学識経験者等で構成される審議会の活用 に努める。</u></p>

別添様式

農村地域への産業の導入に関する基本計画参考資料

(1) 農村地域の現状

区 分	単 位	昭和60年		平成2年		平成7年		2年と7年 の農村地域 の増減	出典
		全 地 域	うち 農村地域	全 地 域	うち 農村地域	全 地 域	うち 農村地域		
総 面 積	km ²	4,252.32	3,715.81	4,245.85	3,710.02	4,246.47	3,710.63	0.01	
総 世 帯 数	世帯	300,526	126,979	314,602	131,523	337,290	138,770	7,247	国
総 人 口	人	1,118,360	506,784	1,120,181	501,802	1,123,125	458,583	Δ3,279	
人 口 密 度	人/km ²	263	136	264	135	265	134	Δ1	勢
居 住 者 数	人	579,923	275,234	594,080	274,960	615,202	280,031	5,071	
第1次産業	人	52,775	34,359	39,215	25,332	34,734	27,529	Δ2,803	調
うち農業	人	48,578	32,423	36,702	23,502	32,576	21,924	Δ2,478	
第2次産業	人	220,354	121,114	242,293	124,601	264,989	124,285	Δ315	直
うち製造業	人	169,021	87,068	179,409	91,282	173,110	88,653	Δ3,229	
第3次産業	人	296,436	119,572	311,872	124,967	335,090	133,137	8,230	
工 事 業 所 数	箇所	6,877	3,215	7,026	3,341	6,037	3,266	Δ76	工
業 出 荷 額 等	億円	3,035,423	1,193,214	3,770,558	1,567,988	3,629,789	1,617,837	49,859	業
就 業 員 数	人	149,545	72,171	157,378	76,783	151,799	76,587	Δ194	統
計 数 地 面 積	m ²	23,246,567	10,346,946	25,092,893	11,321,035	26,424,809	13,571,293	2,250,258	計
新 設 地 面 積	ha	70,100	48,800	68,000	47,400	64,300	45,200	Δ2,200	農
うち水田	ha	67,100	46,800	65,100	45,500	61,600	43,600	Δ1,900	農
新 規 就 業 者 数	人	5,483	-	6,120	-	4,006	-	-	勢
うち県内	人	4,894	-	5,510	-	3,683	-	-	勢
農 家 総 数	戸	66,380	45,545	60,460	43,394	56,067	36,850	Δ4,335	
専 業 農 家	戸	2,441	1,668	2,569	1,892	2,786	2,004	111	農
1 種 兼 業 農 家	戸	3,939	2,648	2,250	1,508	1,917	1,274	Δ234	勢
2 種 兼 業 農 家	戸	60,010	41,329	55,641	37,993	49,364	33,571	Δ4,412	
農 家 総 数	人	321,195	217,798	291,432	197,005	254,342	171,734	Δ25,272	人
うち60歳以上	人	72,875	49,930	77,490	53,095	78,201	53,502	407	
農 業 内 自 営 農 業 の み	人	192,974	134,835	177,682	123,418	136,097	106,180	Δ15,258	
農 主、兼 営	人	6,505	4,398	5,002	3,353	4,433	2,983	Δ370	
社 主、兼 営	人	122,527	87,910	111,907	79,229	97,988	69,148	Δ10,111	
兼 営 者 数	人	154,188	107,292	139,600	96,142	125,695	86,239	Δ49,903	
農 業 内 雇 用 農 業	人	130,748	87,833	127,881	88,033	114,598	79,162	Δ49,491	
恒 常 的 雇 員	人	119,451	82,943	113,293	78,176	104,078	71,748	Δ46,430	
出 稼 者	人	800	515	407	308	337	178	Δ132	
日 雇 雇 員	人	19,497	14,375	14,091	10,150	10,183	7,246	Δ2,029	
自 営 業	人	16,211	10,643	13,005	8,312	12,286	7,797	Δ555	

(削除)

(2) 市町村別地域指定等状況 (管内全市町村)

(削除)

番号	市町村名	管内指定区域	管内指定区域以外	管内指定区域以外	管内指定区域以外	管内指定区域以外	人口		7年間で人口増加率(%)		管内指定区域の割合(%)	管内指定区域の割合(%)	管内指定区域の割合(%)
							2017年	2022年	2017年	2022年			
1	笠原市	○					22,281	22,579	1.3	24,898	11.2		
2	高岡市	○					175,486	175,687	0.1	184,403	24.7		
3	新津市	○					26,424	26,481	0.2	28,811	22.4		
4	高津市	○	○	○	○	○	66,624	68,226	2.4	74,828	23.2	○	○
5	津島市	○	○	○	○	○	86,782	88,786	2.3	94,528	22.3	○	○
6	津島市	○	○	○	○	○	26,923	27,861	3.5	29,827	17.5	○	○
7	津島市	○	○	○	○	○	26,482	26,224	-0.9	28,224	23.2		
8	津島市	○	○	○	○	○	27,670	28,221	2.0	29,729	21.9	○	○
9	小糸郡江	○	○	○	○	○	26,274	26,786	1.9	28,221	18.3	○	
10	大野郡	○	○	○	○	○	26,885	27,826	3.5	29,221	14.2	○	
11	大野郡	○	○	○	○	○	11,684	11,147	-4.6	12,221	5.2		
12	大野郡	○	○	○	○	○	1,221	1,221	0.0	1,221	0.0		
13	上野市	○	○	○	○	○	22,671	22,671	0.0	24,221	11.2	○	
14	上野市	○	○	○	○	○	27,221	27,221	0.0	28,221	18.2	○	
15	上野市	○	○	○	○	○	1,221	1,221	0.0	1,221	0.0		
16	上野市	○	○	○	○	○	22,622	22,622	0.0	23,221	18.2	○	
17	上野市	○	○	○	○	○	17,221	17,221	0.0	18,221	12.2	○	
18	上野市	○	○	○	○	○	22,440	22,440	0.0	23,221	12.2	○	
19	上野市	○	○	○	○	○	26,887	27,221	1.2	28,221	18.2		
20	上野市	○	○	○	○	○	1,221	1,221	0.0	1,221	0.0	○	
21	上野市	○	○	○	○	○	1,221	1,221	0.0	1,221	0.0	○	
22	上野市	○	○	○	○	○	26,721	27,221	1.9	28,221	18.2		
23	上野市	○	○	○	○	○	12,221	12,221	0.0	13,221	12.2		
24	上野市	○	○	○	○	○	1,221	1,221	0.0	1,221	0.0		
25	上野市	○	○	○	○	○	1,221	1,221	0.0	1,221	0.0		

番号	市町村名	管内指定区域	管内指定区域以外	管内指定区域以外	管内指定区域以外	管内指定区域以外	人口		7年間で人口増加率(%)		管内指定区域の割合(%)	管内指定区域の割合(%)	管内指定区域の割合(%)
							2017年	2022年	2017年	2022年			
26	上野市	○	○	○	○	○	16,221	16,221	0.0	17,221	12.2		
27	上野市	○	○	○	○	○	1,221	1,221	0.0	1,221	0.0		
28	上野市	○	○	○	○	○	1,221	1,221	0.0	1,221	0.0		
29	上野市	○	○	○	○	○	1,221	1,221	0.0	1,221	0.0		
30	上野市	○	○	○	○	○	7,221	7,221	0.0	7,221	0.0	○	○
31	上野市	○	○	○	○	○	11,221	11,221	0.0	12,221	12.2	○	
32	上野市	○	○	○	○	○	1,221	1,221	0.0	1,221	0.0		
33	上野市	○	○	○	○	○	15,221	15,221	0.0	16,221	12.2	○	
34	上野市	○	○	○	○	○	20,221	20,221	0.0	21,221	12.2	○	
35	上野市	○	○	○	○	○	12,221	12,221	0.0	13,221	12.2	○	
36	上野市	○	○	○	○	○	1,221	1,221	0.0	1,221	0.0		

注1) ①は、新設集落のことも、旧集落区域及び合併集落区域の暫行指定が定められている市町村。
 ②は、中間集落指定区域を含む市町村。
 ③は、人口10万人以上の市町村。他の市町村にも該当しない。
 ・人口10万人以上の市町村。
 ・2年～7年の長期の人口増加率()を上記していること。
 ・7年の長期の人口増加率に占める前3年間の人口増加率の割合を上記していること。